## ○ 法第11条を適用し、通知した期限までに開示決定等がされなかったもの(資料3)

法人名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由
日本自転車振興会	財団法人・産業研究所との契約書等一切の資料	Н17. 7. 4	H18. 4. 3	Н18. 5. 8	35	対象文書量が予想を超え大量であったこと及び担当課 が業務繁忙であったため。
秋田大学	秋田大学医学部(附属病院を含む)が受けた寄付金に関する文書	Н18. 2. 28	Н18. 6. 16	H18. 7. 14	28	開示請求対象となる法人文書が著しく大量であったこと及び法第11条を適用し期限の延長を通知した後,他の業務が繁忙になったことから,作業に要する十分な時間を確保することができなかったため。